



#AscomTJPE

Eficiência, humanização
e inovação



TJPE

ペルナンブーコ州司法機関 サービスマニュアル レシフェの領事代表部向け







ペルナンブーコ州司法機関サ
ービスマニュアル
レシフェの領事代表部向け

序文

ペルナンブーコ州司法権サービスマニュアルへようこそ。本マニュアルは、ペルナンブーコ州の司法制度と、当州で生活、就労、または訪問する外国人の皆様との関係を深めることを目的として特別に作成されました。

ペルナンブーコ州裁判所（TJPE）は、レシフェの領事館との関係を強化し、司法サービスへのアクセスを容易にし、外国人の方々の特定のニーズが効率的かつ親しみやすい形で満たされることの重要性を認識しています。

地域の司法システムへのアクセスは、権利を保証し、紛争を解決し、市民権を促進するために不可欠であることを私たちは理解しています。



この資料には、司法サービスと司法外サービスの両方に関する実践的なガイドが含まれており、必要とする方々のための一般的な情報、電話番号、電子メールアドレス、および役立つ住所が記載されています。

さらに詳しい情報は、ペルナンブーコ州裁判所のウェブサイトでもご覧いただけます。

私たちが頼りにしてください。

<https://portal.tjpe.jus.br/>

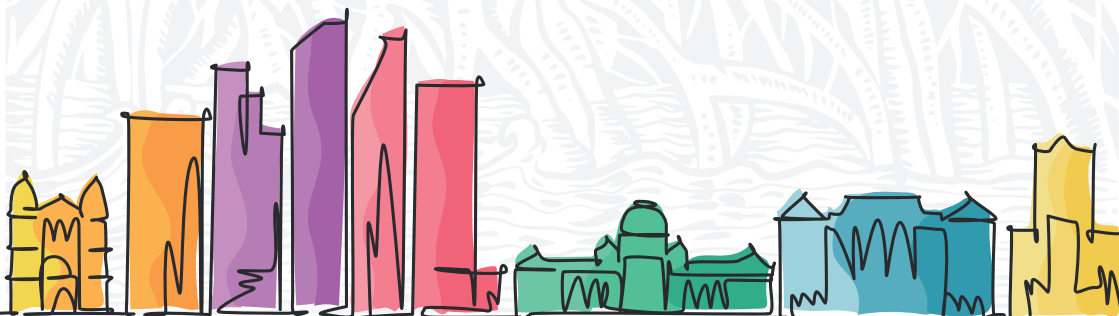


ペルナンブーコ州裁判所長官
リカルド・パエス・バヘート判事



目次

1. 序文	4ページ
2. 司法サービス	8ページ
2.1. 証明書の発行	12ページ
2.2. 通常業務	15ページ
2.2.1. 第1審	15ページ
2.2.2. 第2審	15ページ
2.2.3. 技術部	15ページ
2.3. 司法当直	17ページ
2.3.1. 第1審	17ページ
2.3.1.1. 平日	17ページ
2.3.1.2. 週末、祝日、年末年始	18ページ
2.3.2. 第2審	18ページ
2.3.2.1. 平日	19ページ
2.3.2.2. 週末、祝日、年末年始	19ページ
2.3.3. 裁判所長の当直	19ページ
2.3.4. 監察局の当直	20ページ
2.3.5. 技術部の当直	21ページ

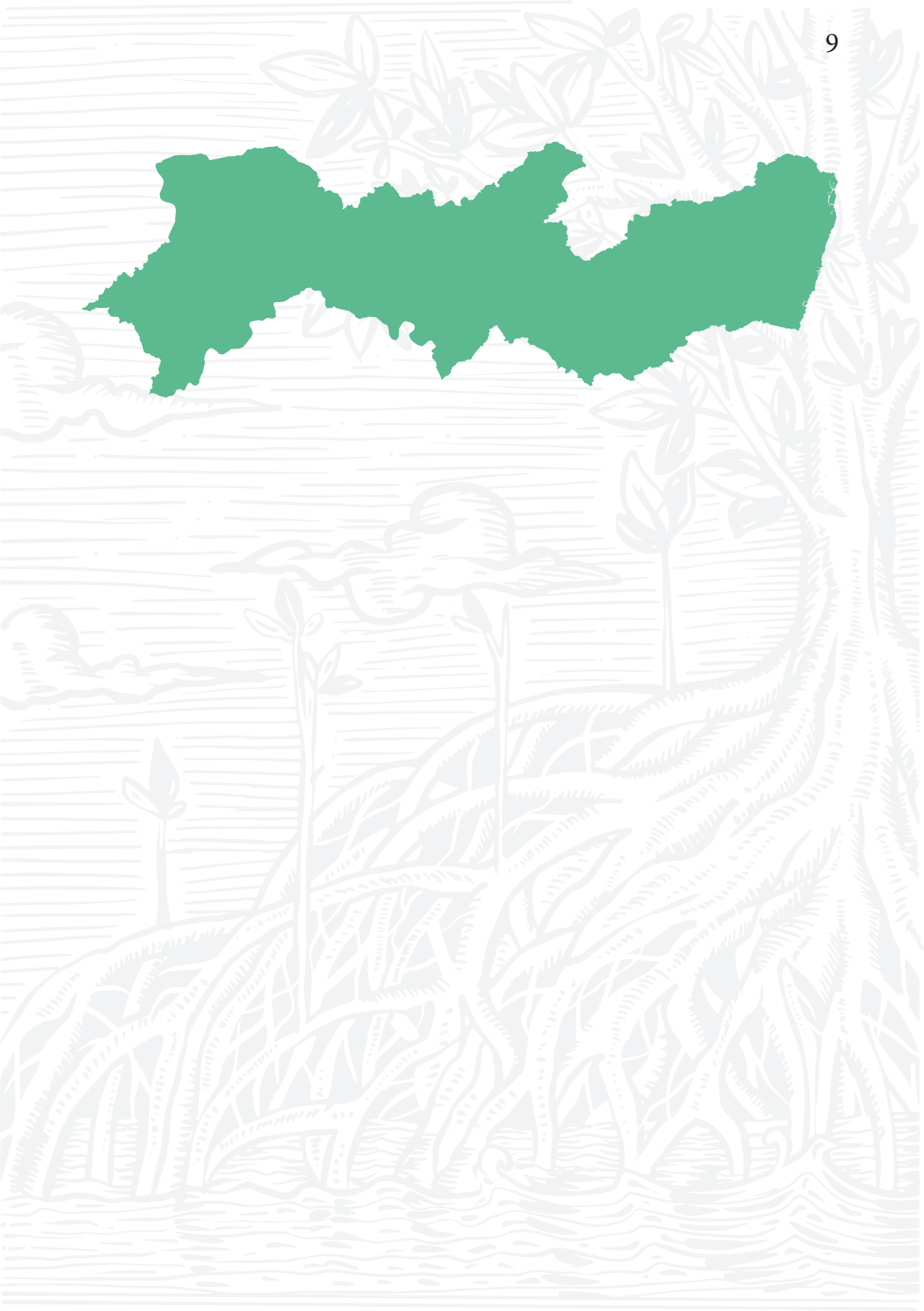


2.4. バーチャル窓口	23ページ
2.5. 調停センター	24ページ
2.5.1. 「ここで調停」サービス	24ページ
3. 司法外サービス	27ページ



2. 司法サービス







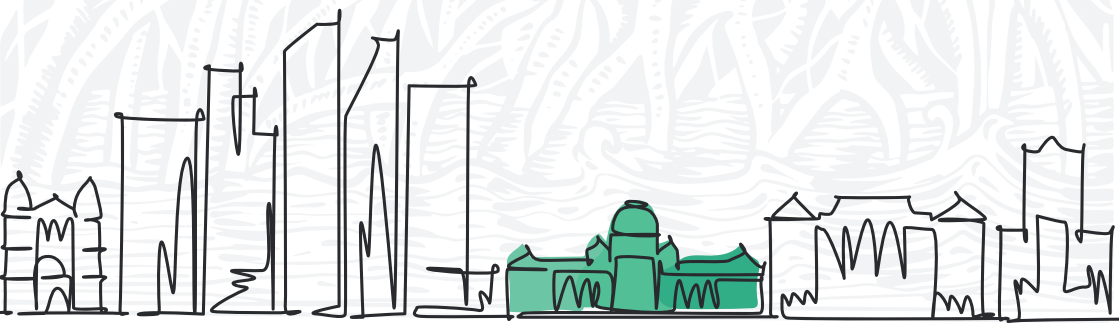
<https://portal.tjpe.jus.br/web/portal/servicos/consultas/contatos>

<https://portal.tjpe.jus.br/web/portal/servicos/consulta-processual/processos-do-1-e-2-grau>



<https://pje.cloud.tjpe.jus.br/1g/Push/loginPush.seam>

<https://pje.cloud.tjpe.jus.br/2g/Push/loginPush.seam>



2.1. 証明書の発行

ペルナンブーコ州裁判所のポータルにアクセスする一般の方が最もよく利用するサービスの1つが証明書の発行です。

申請者は、オンラインシステムを通じて以下の証明書を発行および電子的に検証することができます。

● 犯罪経歴証明書

これは、申請者の犯罪経歴の有無を示す証明書であり、電子登録情報に基づいて現時点での情報を提供するものです。

証明書の発行および検証リンク:



<https://portal.tjpe.jus.br/web/antecedentes-criminais/>

● 民事証明書 - 電子訴訟

第1審および第2審の電子的な民事訴訟が、個人または法人に対して提起されているか否かを示す証明書です。

証明書の発行および検証リンク:

<https://www.tjpe.jus.br/certidaopje/xhtml/main.xhtml>



● 民事証明書 – 紙媒体の訴訟

第1審の中央遠隔処理部（Núcleo de Revisores e Certificadores）の審査・証明担当部門によって発行されるもので、紙媒体の民事訴訟が、個人または法人に対して提起されているか否かを示します。

申請方法:

民事に関する訴訟証明書の発行申請は、以下のメールアドレスに送信してください。

certidao.capital@tjpe.jus.br.

未成年者関連の証明書の申請は、以下のメールアドレスに送信してください。

distribuicao04.capital@tjpe.jus.br.

● 特定の訴訟に関する証明書（「頭書および末尾の証明」または「訴訟の状況証明書」）

この証明書は、進行中の訴訟がある部門または第1審の民事部門のいずれかで発行されます。

刑事執行手続きに関する証明書は、各執行裁判所で発行されます。

訴訟が総合アーカイブに保管されている場合は、アーカイブ自体が証明書を発行します。

問い合わせ先

証明書の発行および検証に関する質問は、以下の電話番号またはフォーラム（デスバルガドール・ホドルフォ・アウレリアーノ裁判所）の1階の犯罪歴証明書部門で行うことができます。

電話番号:

(81) 3181-0470

(81) 3181-0476

(81) 3181-0465



2.2. 通常業務

2.2.1. 第1審

平日の業務時間内は、ペルナンブーコ州の第1審の裁判所および機関は8時から14時までの間、一般の方々の対応を行います。

簡易裁判所は現在、2つのシフトで運営されています。

- 第1シフト: 7時から13時まで
- 第2シフト: 13時から19時まで

2.2.2. 第2審

第2審の裁判所および管理部門は、8時から17時までの間、一般の方々の対応を行います。

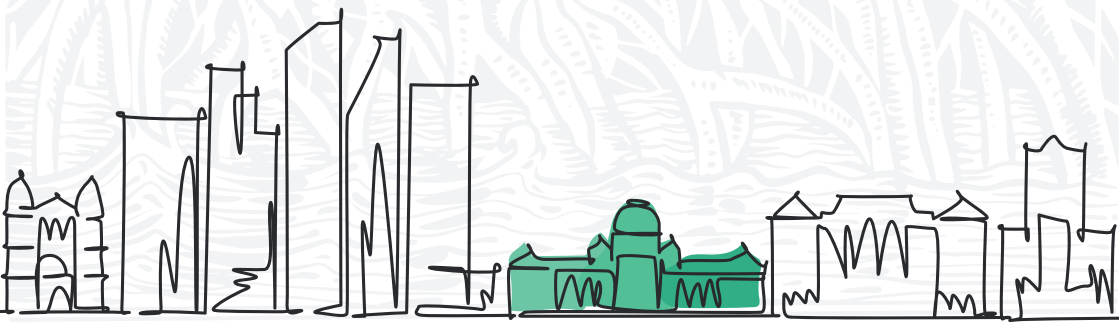
2.2.3. 技術部

ペルナンブーコ州裁判所の技術情報および通信部（SETIC）のITサービスセンターは、平日に次の対応方法を提供しています。

- ウェブポータルを通じたサポート: www.tjpe.jus.br/atendimento/totic
- チャットサポートおよび電話サポート (81) 3181-0001: 7時から19時まで
- メール: setic.centraiservicos@tjpe.jus.br



<https://portal.tjpe.jus.br/web/central-de-servicos/central-de-servicos>



2.3. 司法当直

É a atividade que visa à continuidade da prestação jurisdicional nos dias e horários em que não há expediente ordinário e destina-se exclusivamente à análise de medidas urgentes.

Os plantões judiciários do Primeiro e Segundo Graus de Jurisdição funcionam nos dias úteis, após o encerramento do expediente ordinário, e nos finais de semana, feriados e recessos forenses.

2.3.1. 第1審

2.3.1.1. 平日

平日の司法当直は、14時から20時の間に提起された極めて緊急性の高い請求のみを対象とします。

請求が通常業務時間内に行えない場合や、権利の消滅や回復不能な損害のリスクがある場合には、当日中または翌日の業務開始前までに措置を講じる必要があるため、この時間帯に審査されます。

当直の担当判事および職員のシフト表や連絡先情報は、以下のリンクから確認できます。

<https://portal.tjpe.jus.br/web/plantao-judiciario/1-grau/dias-uteis>



2.3.1.2. 週末、祝日、年末年始

週末、祝日、及び年末年始の第1審の司法当直は、13時から17時までの間に行われます。

担当判事および職員のシフト表、メールアドレス、電話連絡先、およびバーチャル窓口のリンクは、以下のリンクから確認できます。



<https://portal.tjpe.jus.br/web/plantao-judiciario/1-grau/final-de-semana-feriado-recesso>

2.3.2. 第2審

2.3.2.1. 平日

第2審の司法当直は、平日の業務終了後に緊急の請求を審査する体制が整えられています。

これらの請求は、裁判所長が即時審査を行います。

第2審の平日当直に関する連絡は、以下の電話/
WhatsAppを通じて行えます。
(81) 9 9922-7719.

2.3.2.2.週末、祝日、年末年始

週末、祝日、及び年末年始の第2審の司法当直は、13時から17時までの間に行われます。

担当判事および職員のシフト表、メールアドレス、電話連絡先、およびバーチャル窓口のリンクは、以下のリンクから確認できます。

<https://portal.tjpe.jus.br/web/plantao-judiciario/2-grau/final-de-semana-feriado-recesso>



2.3.3.裁判所長の当直

裁判所長の当直は、週末、祝日、年末年始、および司法の業務時間が特別に短縮される平日に、13時から17時までの間に行われます。

外部ユーザーは、以下のメールアドレスまたはWhatsAppを通じて、裁判所長の当直と連絡を取ることができます。

- メール: presidencia.plantao@tjpe.jus.br
- WhatsApp: (81) 9 9922-7719

連絡先のリンク:



<https://portal.tjpe.jus.br/pt/web/plantao-judiciario/presid%C3%Aancia>

要件

連絡を行う際、以下の情報を提示する必要があります。

- 氏名
- 住所
- 電話連絡先
- メールアドレス

匿名での連絡は受け付けられません。

対象外の請求

裁判所長の当直は、司法当直の管轄事項や緊急性が認められない請求については対応しません。これらの請求は、適切なプラットフォームを通じ、通常の業務時間内に行う必要があります。

2.3.4. 監察局の当直

ペルナンブーコ州司法監察局（CGJ/PE）の当直は、週末、祝日、年末年始、および司法の業務時間が特別に短縮される平日に、13時から17時までの間に行われます。

外部ユーザーは、以下のメールアドレスまたはWhatsAppを通じて、監察局の当直と連絡を取ることができます。

- メール: cgj.plantao@tjpe.jus.br
- WhatsApp: (81) 9 9960-6484

連絡先のリンク:

<https://portal.tjpe.jus.br/web/corregedoria/atendimento/plantao-judiciario/informacoes-gerais>



要件

裁判所長の当直と同様に、連絡を行う際には、氏名、住所、電話連絡先、およびメールアドレスを提示する必要があります。匿名での連絡は受け付けられません。

対象外の請求

監察局の当直は、司法当直の管轄事項や緊急性が認められない請求については対応しません。これらの請求は、適切なプラットフォームを通じ、通常の業務時間内に行う必要があります。

2.3.5.技術部の当直

ペルナンブーコ州裁判所の情報技術サービスセンター（SETIC）の当直は、週末、祝日、年末年始に、以下の方法で支援を提供しています。

- ウェブポータル:

www.tjpe.jus.br/atendimento ;

- チャットサポート:

8時から20時の間にチャットを通じたサポートが受けられます。

- 電話サポート:

10時から16時の間に、以下の電話番号を通じたサポートが提供されます。

(81) 3181-0001

- メール:

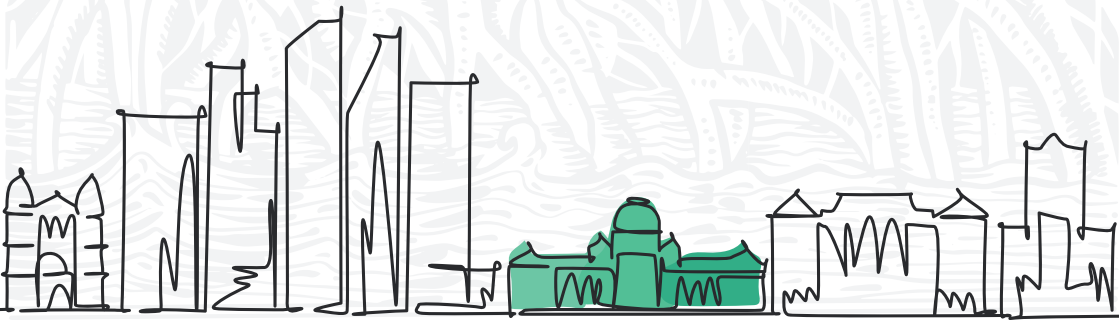
いつでも以下のメールアドレスを通じて問い合わせることが可能です。

setic.centraiservicos@tjpe.jus.br

サポートチャネルのリンク:



<https://portal.tjpe.jus.br/web/central-de-servicos/central-de-servicos>



2.4.バーチャル窓口

バーチャル窓口は、ビデオ会議プラットフォームを利用して、ペルナンブーコ州の司法機関と、当事者、弁護士、その他の利害関係者との間で、バーチャル環境における対応を行うためのサービスです。

このサービスは業務時間内に運営され、事前予約は不要です。対面での対応と同様に、秘書部門への直接対応が可能です。

ただし、裁判官の執務室やそのスタッフとの対応については、事前の予約が必要となります。緊急性が証明されれば例外が認められる場合もあります。

バーチャル窓口のアクセスリンク:

<https://portal.tjpe.jus.br/pt/web/portal/balcao-virtual/atendimento>



システムの利用マニュアルへのリンク:



https://portal.tjpe.jus.br/documents/10180/717844/layout_manual_balcao%20Virtual_usuarioExterno.pdf/d288eee8-5580-41e7-ccf3-5b46cc1e8b7d

2.5.調停センター (CEJUSCS)

紛争解決および市民サービスセンター（CEJUSCS）は、ペルナンブーコ州裁判所における司法補助機関であり、調停および和解のセッションを実施します。

このセンターでは、すでに提起された訴訟に関するセッションを行うだけでなく、事前の裁判手続きがない場合にも対応しています。

さらに、CEJUSCSは、司法を利用する者とのつながりを深めるための市民支援活動も行っています。

CEJUSCSの所在地および連絡先リンク:

<https://portal.tjpe.jus.br/web/resolucao-de-conflitos/cejuscs-camaras/cejuscs>



2.5.1. 「ここで調停」サービス

「ここで調停（Concilie Aqui）」は、物理的な存在に関係なく、誰でも無料で和解セッションの予約を申請できるオンラインサービスです。

サービスの特徴:

- 個人および法人が利用可能。
- 和解セッションの予約が可能。
- 予約の際は、当事者間で合意が成立する可能性があるかを明記する必要があります。

予約方法:

1. 電子フォームに必要な情報を入力してください。
2. 予約時に、係属中の裁判手続きがあるかどうかを選択します。
3. 裁判がある場合は、事件番号と関連する司法機関を記載してください。
4. 裁判がない場合は、**「新規手続き」**を選択します。

フォームのリンク:



<https://portal.tjpe.jus.br/web/resolucao-de-conflitos/cejuscs-camaras/cejuscs>

登録の確認:

登録が確認されると、和解/調停の請求書が発行され、申請者はそれを印刷および署名する必要があります。申請者は、請求書のコピーと本人確認書類のコピーを、選択したセンターの秘書部門に送付する必要があります。送付の期限は10日間であり、書類はオンラインシステ

ムを通じて送信するか、あるいは直接メールで送信することができます。

提出先のメールアドレス:

選択したCEJUSCSのメールアドレスに送信してください。

10日間以内に書類を提出しなかった場合:

書類が提出されず、選択したセンターと一切の連絡がない場合、予約は自動的に無効となります。

確認後の手続き:

CEJUSCSの秘書部門が書類を受理すると、手続きが登録され、関係する当事者にセッションの日程が通知されます。

問い合わせ先:

- CEJUSCSの連絡先: 各ユニットに直接連絡するか、以下の電話番号に連絡してください。
- (81) 3181-0461
- (81) 3181-0446



3. 司法外サービス

司法外サービスは、公証サービスおよび登録サービスとして提供され、法的行為の公示、信頼性、安全性、効力の保証を目的としています。

これらのサービスは、ペルナンブーコ州裁判所の会長から民間委託され、**監察局（CGJ）**が管理を行います。

ペルナンブーコ州における公証および登録の種類:

- 公証役場（Tabelionato de Notas）
- 証書抗議役場（Tabelionato de Protesto de Títulos）
- 自然人の戸籍登録（Registro Civil das Pessoas Naturais）
- 公的および民間の法人登録（Registro de Títulos e Documentos e Civil das Pessoas Jurídicas）
- 不動産登記（Registro de Imóveis）

営業時間:

すべての公証役場および登録所は、平日の9時から17時まで営業しています。

公証および登録所の一覧リンク:

<https://portal.tjpe.jus.br/servicos/cartorios>



サービスおよび疑問については、(81) 3182-0845、(81) 3182-0846、および(81) 3182-0847 の電話を通じて、補助監査局（Corregedoria Auxiliar para o Serviço Extrajudicial）で対応いたします。

ペルナンブーコ州において外国人が最も多く利用する非訴訟サービスは、自然人戸籍登録事務所（Cartórios de Registro Civil das Pessoas Naturais）が提供するもので、アポステイーユ（apostilamento）および外国人の記録を「E簿（Livro-E）」に転記する手続きに関連しています。これには、国外で出生したブラジル人の出生登録、国外で外国人と結婚したブラジル人の婚姻登録、国外で亡くなったブラジル人の死亡登録が含まれます。

公証役場（Tabelionatos de Notas）において、外国人が最も多く求めるサービスはアポステイーユ（apostilamento）に関するものです。

不動産登記所（Registro de Imóveis）のサービスに関しては、外国人専用のサービスがあるわけではありませんが、これらの登記所は、外国人による農地の取得に関する記録を管理しています。これらの情報は、ペルナンブーコ州司法監査局（CGJ-PE）および国立植民地化農地改革研究所（INCRA）に対して、四半期ごとに報告されます。



Eficiência, humanização
e inovação



TJPE

ペルナンブーコ州司法裁判所 (TJPE) の社会通信顧問室
(Ascom) によって作成された資料





